

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法			法令番号	平成 10 年法律第 7 号			
手続名	特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新			根拠条項	特定非営利活動促進法第 51 条			
審 査 基 準	未設定（法令の規定において言い尽くされているため）							
	【参考】特定非営利活動促進法 （認定の有効期間及びその更新）							
	第 51 条 第 44 条第 1 項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第 57 条第 1 項第 1 号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第 54 条第 1 項において同じ。）から起算して 5 年とする。							
	2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。							
	3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第 1 項の有効期間の満了の日の 6 月前から 3 月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。							
4 前項の申請があった場合において、第 1 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。								
5 第 44 条第 2 項（第 1 号に係る部分を除く。）及び第 3 項、第 45 条第 1 項（第 3 号口、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に係る部分を除く。）及び第 2 項、第 46 条から第 48 条まで並びに第 49 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項（第 1 号に係る部分を除く。）の規定は、第 2 項の有効期間の更新について準用する。ただし、第 44 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。								
受付 機関	県民協働課	処理 機関	県民協働課	交付 機関	県民協働課	標準処理期間	3 月	目次
						標準経過期間	日	